

訪問介護サービス費用（重要事項説明書別表）

基本サービス単位数表					
身体介護	単位数	利用料	1割利用者負担額	2割利用者負担額	3割利用者負担額
20分未満	163	1747	175	350	525
20分以上30分未満	244	2615	262	523	785
30分以上1時間未満	387	4148	415	830	1245
1時間以上1時間30分未満	567	6078	608	1216	1824
1時間30分以上	567+83（30分毎）	6078+879	608+88	1216+176	1824+264
生活援助	単位数	利用料	1割利用者負担額	2割利用者負担額	3割利用者負担額
20分以上45分未満	179	1918	192	384	576
45分以上	220	2358	236	472	708
身体介護（20分以上）に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに65単位				

※2人の従業者により訪問介護を行う場合は、2人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。各ヘルパーの所定単位数で算定します。

介護予防	単位数	利用料	1割利用者負担額	2割利用者負担額	3割利用者負担額
1. 標準的なサービス	287	3076	308	616	923
2. 短時間の身体介護	163	1747	175	350	525

1は13回以上、2は23回以上は3727単位が上限となります。

加算単位数表		
加算	単位数	算定
初回加算	200単位	◎
夜間・早朝加算	基本サービス単位の25%＋（18時-22時・6時-8時）	◎
深夜加算	基本サービス単位の50%＋（22時-6時）	◎
緊急時対応加算	1回につき100単位（月2回を限度）	◎
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月100単位を加算	○
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月200単位を加算	○
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき3単位を加算	○
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき4単位を加算	○
口腔連携強化加算	1回につき50単位（1月に1回を限度）	○
特定事業所加算Ⅰ	基本サービス単位の20%	○
特定事業所加算Ⅱ	基本サービス単位の10%	◎
特定事業所加算Ⅲ	基本サービス単位の10%	○
特定事業所加算Ⅳ	基本サービス単位の5%	○
特定事業所加算Ⅴ	基本サービス単位の3%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰイ	基本単位＋加算単位の27.0%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰロ	基本単位＋加算単位の28.7%	◎
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱイ	基本単位＋加算単位の24.9%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱロ	基本単位＋加算単位の26.6%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	基本単位＋加算単位の20.7%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	基本単位＋加算単位の17.0%	○

◎＝算定している

○＝算定の可能性がある

×＝算定しない